

Public Supply of Libraries

The Mission, Library User and User Fee

図書館の

使命・利用者・利用料

公的供給

Hiroyuki OHBA 大場博幸

樹村房

まえがき

本書は公立図書館をめぐる八つの論考を集めた論文集である。各章を通じて、日本の公立図書館の現在の一断面および図書館をめぐる議論の現在地を示そうと試みた。扱う主題は、公立図書館の使命、利用者の実態、無料の原則、貸出と市場との関係、地域間のサービスの差である。

1, 2, 3章では、図書館の公的供給を正当化する論理について、米国と日本における議論を整理した。特に3章では、公立図書館の使命とはあらゆる情報へのアクセス機会を提供することであるという、図書館関係者の間では主流の説を批判した。次の4, 5章では、2010年代の日本の図書館の利用者の特性について、実証分析を行った。学歴の高さと図書館利用の関係については過去の調査において何度も確認されている。だが、それ以外の特性——性別や職業、家族構成、資産状況、あるいは幸福感や支持政党など——については先行研究で十分に整理されておらず、本書ではこれらも検討に加えた。残りの6, 7, 8章はそれぞれ、米国公立図書館における利用料徴収の歴史と法制度、日本におけるレコード・CDレンタル業へ貸与権の導入と影響、新型コロナウイルス禍における図書館の対応からわかる地域間の図書館の違い、これらについて報告・検討している。

書下ろしとなる1章を除いたすべての章は、既発表の学術論文あるいは報告書記事を初出としている。4, 5, 8章は多変量解析を用いている。しかし、このほか7章で簡単な図表が加えられる以外、他の四つの章は言葉による説明のみである。前著『日本の公立図書館の所蔵』（樹村房, 2024）と比べれば、統計学に不慣れな読者にも理解しやすいはずである。

図書館の将来を力強く指し示すような内容ではないということはあらかじめ断っておきたい。議論のための材料を提供すること、これが本書の狙いである。本書の読者として図書館情報学者や図書館職員、あるいは図書館行政に携わる者を想定している。加えて、公費の適切な使用について関心のある一般の方々にとっても公立図書館の意義について考えをめぐらせる一助となるはずである。

図書館の公的供給

目次

まえがき…… i

1. 公立図書館における資源配分の問題	1
1.1 本書の課題と構成	2
1.2 図書館の三つの使命	5
1.3 公的機関であることによる制約	11
1.4 図書館と新刊書籍市場との関係	15
2. 図書館の公的供給の理論的根拠：1960年代以降の米国における論争	19
2.1 複数の役割の優先順位	20
2.2 アプローチ方法とその正当性	22
2.3 功利主義的アプローチ：経済学規範の適用	28
2.4 自由主義的アプローチ：権利としての図書館利用	43
2.5 本質主義的アプローチ：集合的価値へのコミット	60
2.6 英国・日本・場としての図書館	71
2.7 まとめ	83
3. 公立図書館と「表現の自由」との法的関係：憲法上の根拠の喪失	87
3.1 「表現の自由」目的説	88
3.2 内容中立による図書館員の裁量の制限	90
3.3 米国における「表現の自由」目的説の展開	101
3.4 日本における「表現の自由」目的説の展開	105
3.5 まとめ	114
3.6 補論：民主主義と表現の自由と図書館	115

4. 2010年代日本における図書館利用者の特性	119
4.1 図書館の利用と非利用	120
4.2 先行研究	122
4.3 SSP調査と変数	128
4.4 クロス集計による検討	131
4.5 順序プロビットモデルによる回帰分析	136
4.6 四つの視点からの考察	142
4.7 まとめ	146
5. 図書館利用と社会活動および境遇への認識	147
5.1 図書館と非人口統計学的特性	148
5.2 先行研究	150
5.3 社会意識に関する変数	153
5.4 クロス集計による検討	155
5.5 順序プロビットモデルによる回帰分析	159
5.6 考察	162
5.7 まとめ	164
5.8 補論：利用における平等再考	164
6. 米国公立図書館における利用料徴収：歴史および州図書館法における規定	169
6.1 米国「無料の原則」衰退論	170
6.2 基本サービスと追加サービス	174
6.3 基本サービスにおける利用料徴収	177
6.4 各州の図書館法	185
6.5 米国「無料の原則」衰退論への批判	193
6.6 まとめ	201

7. レンタルレコードにおける貸与権とレンタル禁止期間：

図書館および出版産業に対する示唆	205
7.1 貸与権をめぐって	206
7.2 貸与権の創設	207
7.3 レンタル禁止期間の導入	211
7.4 貸与権とレンタル禁止期間の影響	213
7.5 貸与権論争と図書館の関わり	221
7.6 まとめ	223
7.7 補論：インターネット配信と音楽産業の変容	226

8. 全国公立図書館の新型コロナウイルス対応：

国立国会図書館調査データの二次分析	229
8.1 新型コロナウイルス感染症と公立図書館	230
8.2 国立国会図書館による全国公立図書館調査	232
8.3 使用する変数	235
8.4 潜在クラス分析	238
8.5 多項ロジスティック回帰分析	243
8.6 まとめ	249

あとがき……251

参考文献……253

索引……277

初出一覧……283

1.

公立図書館における資源配分の問題

冒頭で、図書館の使命をめぐる論争、実際の図書館利用者層、利用料徴収、新刊書籍市場との関係、地域間の図書館の違いという五つの主題について、本書全体で扱うことを示した。

章の残りの節では、各章のガイドとなるよう、補足となる情報や議論をまとめた。

二つめの節では、公立図書館関係者が掲げる、教育、知る自由の保障、社会関係資本の形成という、三つの使命について論じた。それぞれ、法的に正統な概念、図書館団体が主張する概念、図書館関係者の間で現在徐々に普及しつつある概念で、予算や人材などの資源配分を争っている。

三つめの節では、図書館が公的機関であることによって課されることになる制約に

ついて論じた。利用における平等と、対立する意見間の中立性である。平等をめぐっては、図書館利用者層が中流層に偏っていることが長年の問題となってきた。中立性をめぐっては、それがどの程度図書館員の価値判断を禁止するものか、そして図書館を設置する共同体が有する価値とどう調整されるべきかが問題とされてきた。

最後となる四つめの節では、図書館と新刊書籍市場との関係についての動向を論じた。2000年頃から日本の出版関係者は図書館におけるベストセラーの貸出を批判してきたが、影響の有無および程度については明らかではなかった。だが、2010年代以降、この疑問に答える実証研究が出揃いつつあり、現時点でのレビューを示した。

1.1 本書の課題と構成

公立図書館をめぐる、昔から議論が続いており現在でも解決していない五つの論点がある。図書館の使命、実際の図書館利用者層、利用料徴取、新刊書籍市場との関係、地域間にある図書館の違いである。すなわち、図書館は教育機会の提供・無差別な情報提供・場所の提供といった三つの使命のどれを優先すべきか、図書館利用者が高学歴ホワイトカラー層に偏っていることは問題か、すべてのサービスに無料が適用されるべきか、図書館は書籍市場にどう影響するのか・影響するとしたらどう関わるべきか、地域間図書館格差をどの程度許容できるのか、これらである。長く図書館に関わってきた読者ならば「またその話か」と思われたかもしれない。それぞれ、すでに聞き飽きた、長期にわたる議論を経ても明確な結論を得ることができなかった論点である。

本書はこれらの論点をわざわざ蒸し返す。問題解決の目途が立ったから、というわけではない。これまでの議論を継承するためである。現在、図書館数が拡大してきた時代が終わり、いくつかの自治体では整理・統合・縮小が検討されつつある。これに伴って他の公共事業と比較したときの図書館への公費支出の妥当性や、複数ある図書館サービス間での資源配分が粗上に乗ることが予想される。図書館関係者においても、どのような機能を残し、維持してゆくべきかを検討しておくことは議論に参加するために避けられない。図書館の存続か閉館かという二元論に陥ることを避けるためにも、図書館への公費支出が妥当であることを実証する試みや、地域社会の維持に貢献するサービスの優先順位を見極めなければならない。本書でまとめた公立図書館の役割論や無料制についての議論、日本の図書館利用者の特性、技術変化の激しい音楽市場の展開から予想できる図書館と書籍市場との関係、地域による図書館の違いは、議論の材料を提供できる。

このような試みの先行者として、バーナ・パンジトア『公共図書館の運営原理』(Pungitore, 1989)、吉田右子『メディアとしての図書館』(2004)、田村俊作・小川俊彦『公共図書館の論点整理』(2008)、さらに根本彰の三つの著作——『情報基盤としての図書館』(2002)『続情報基盤としての図書館』(2004)『理想

の図書館とは何か』(2011)——を挙げておきたい。それぞれの著作で上の論点はそれなりに整理されてきた。後発となる本書になんらかの意義があるとすれば、各論点に対して異なる角度からの議論や、新しい情報を加えていることがある。

図書館の使命を扱う2章と3章では、米国における1960年代以降の議論を辿る。1970年代になると、伝統的な公立図書館が有していた教養主義や啓蒙主義といった理想が、労働者階級や人種のマイノリティなど一部の社会的グループの嗜好を排除するものだったとして批判された。そして、特定の価値にコミットしない情報提供という理想が追求されるようになった。だが、その根拠となっていた「表現の自由」と図書館との深いレベルでの関係性は、2000年代に米国の連邦最高裁判所によって否定された。同時期には、インターネットの普及による情報のゲートウェイとしての図書館の地位低下と、「場としての図書館」論の台頭があった。図書館関係者ならば、以上のような話について耳にしたことがあるはずである。しかし、図書館の使命をめぐる議論の文脈で、情報提供という役割が最終的にどう位置づけられ、場としての図書館はそれとどのような関係を持っているのか、きちんと論じられていないように思う。この疑問に取り組むために、2章では、図書館の使命の変遷について、米国図書館関係者の議論だけでなく、その理論的バックボーンとなる経済学および政治哲学における学説とそれに対する批判的言説も含めて検討し、歴史的な流れを描こうと試みた。関連して、続く3章では、上で触れた、図書館と表現の自由との関係を限界づけた連邦最高裁による判決について解説し、その影響について議論する。

図書館利用者について論じる4章と5章では、「2015年階層と社会意識全国調査」(SSP調査)のデータを用いて日本の図書館利用者・非利用者の特性について検討した。利用者層の偏りについては、米国での1940年代末の調査以降、長く論点となってきた。中流層に利用者が偏っていることは、公平な費用負担を実現するべく、一律無料を止めて利用料を徴収すべきだという批判に結びついた。批判を受けて、米国では利用者層を労働者層やマイノリティ層へ広げようとする努力が試みられてきた。一方で、日本においては、そのような努力以前に、そもそも非来館者層も含めた利用者層の特性の把握が十分になされてこなかった。4章と5章では、学歴も含めた、性別、年齢、所得、家族構成、職業、

出身階層といった人口統計学的特性、さらに健康状態や自分の人生をコントロールできているという感覚、支持政党といった要因が、図書館利用頻度とどの程度関係しているのかについて回帰分析を用いて検証する。

図書館における有料サービスについて検討する6章では、「無料の原則」思想の総本山というべき米国の実情について検討する。近年、オランダやドイツなど図書館での貸出に際して利用料を徴収する国がヨーロッパに存在していることが、日本でも報告されるようになってきている（稲垣, 2016; 吉田, 2018）。しかし米国については、延滞に対する罰金といった些末なものを除けば、情報がほとんど無いままだった。日本の図書館関係者の間では、米国では書籍の貸出は必ず無料であると、漠然と信じられていると思われる。6章では、20世紀から今世紀初頭にかけての複数の文献の記述を元に、米国でもかなり古くから書籍の有料貸出が行われてきたこと、また無料の原則がすべての州で採用されているわけではないことを伝える。

図書館と新刊書籍市場とあるべき関係について考察するために、7章では日本のレコードレンタル業における貸与権およびレンタル禁止期間の影響について検討した。図書館の貸出が新刊書籍の売上にマイナスの影響を与えているという批判は、2000年代初頭に始まり、2020年代に至るまで続いてきた。近年の研究の進展についてはこの章の最後の1.4節で述べることにする。7章においては、図書館の書籍市場への影響をめぐる論争の渦中で提案された著作権料徴収や貸出禁止期間の効果について考察したい。音楽産業は書籍市場以上に技術的・制度的な変化が激しい。レコードレンタル業が誕生した1980年代初頭以降、貸与権および貸出禁止期間の設定といったレコード産業の保護政策が取り組まれてきた。果たしてそれらは目的を果たしたのか。音楽業界から得られる知見は、図書館と新刊書籍市場の共存を考えるうえで参考となる。

最後の8章では、地域における図書館の違いについて観察する。地域差は都市と地方における情報アクセス機会の差として図書館関係者には扱われることが多い。8章はそれとは異なるアプローチとなる。そこでは、「新型コロナ禍」対応の図書館間の違いを採りあげる。パンデミックへの対応には、消毒、対人間の距離の確保、閉館、座席利用の禁止、オンラインサービス化など細かく見ればかなりの種類がある。それぞれの対策が並行して採用される確率を計算す

る分析を施すことによって、まとまりのある「対策群」を明らかにすることができる。さらに、それら対策群が、図書館の規模や地域などどのような特徴と関連しているかを分析することで、地域差を明らかにすることができる。

以上が本書で扱うテーマである。日本の公立図書館の所蔵傾向を調べた前著『日本の公立図書館の所蔵』（2024）とは異なり、アプローチ法や扱う範囲が異なるさまざまな論文をまとめたものとなっている。このため、本書全体の知見を集約する結論を置くことはしなかった。

なお、本書では「公立図書館」の語を主に用いた。これには私立図書館を含む「公共図書館」ではなく、公設かつ公費運営の図書館に焦点を充てていることを明示する意図がある。ただし、記述に際して参照した文献における両者の違いは曖昧であり、公立図書館と記した箇所に私立図書館が含まれていることはありうる。本書は、公費支出の妥当性に大きな関心を払っているために敢えて公立図書館の語を採用している。なお、文脈によっては「公共図書館」を用いている。

この1章の残りの節では、以降の章への案内となるよう関連する情報を補足しておきたい。1.2節では、公立図書館の使命をめぐる日本における議論の状況について簡単にまとめる。1.3節では、図書館の活動を制約する概念、特に民主主義がもたらす制約について簡単に検討する。1.4節では、図書館による書籍市場への影響についての研究を概観する。

1.2 図書館の三つの使命

公立図書館の使命は時代によって変化してきた。それだけでなく、古い使命が排除されることなく新しい使命と併存してきた。費用や労力を争うはずの複数の使命が、優先順位をつけるような議論を欠いたまま図書館関係者の間に受け入れられてきたのである。そうした使命として、教育、知る自由の保障、社会関係資本（social capital）の形成という三つが挙げられる。以下で順に解説する¹。

1.2.1 教育，知る自由の保障，社会関係資本

第一に，教育である。1950年に制定された日本の図書館法に従えば，その直接の目的は“教養，調査研究，レクリエーション等に資する”ことである（第2条）。さらになぜ，教養，調査研究，レクリエーションに資する必要があるのかと問うならば，「社会教育」という上位の目的が召喚される。社会教育は，教育法制において図書館法が社会教育法の下位の位置にあることから導かれる（図書館法第1条）。社会教育は，広くは学校と家庭以外の場で行われる教育・学習活動を意味し，近年では生涯学習，成人教育，継続教育などの概念に言い換えられたり，結び付けられたりする。端的に言えば，公立図書館は法的には教育を使命とする機関である。

公立図書館に限らず，そもそも教育が公費で負担されるのはなぜだろうか。経済学に従えば，その答えとして教育の外部性がある。私的な消費に任せてしまえば，教育は「社会的に」望ましい水準まで消費されない可能性がある。したがって，政府が支出して価格を下げ，より多くの消費を促す必要があるのである。教育は，学習者の人的資本を形成し，その学習者を良い仕事に就かせるというだけではない。民主主義社会へのコミットを高めたり，技術の変化に対して社会が柔軟な適応できたりするという，学習者だけに還元されないメリットがある（Acemoglu et al., 2015, 邦訳p.320-321）。このほか実証的な裏付けのある効果として，犯罪の減少，児童・幼児の死亡率の低下，健康や事故予防に対する意識の高まり，育児環境の整備や子育ての質の向上，消費の質の向上がある（松塚, 2022, p.142-147）。ただし，これら効果のうち図書館がどの程度寄与しているかは明らかではない。

第二に「知る自由の保障」である。これは日本図書館協会が掲げる図書館の使命である。こうした考えの萌芽は1950年代から存在したが，主に1980年代以降に図書館職員や図書館情報学者の間に普及した。日本図書館協会は『図書館の自由に関する宣言』（1954年制定／1979年改訂）を掲げる。その前文は，国民は

1 図書館の「使命」と表記したが，文献によっては「目的」あるいは「役割」という語を用いることがある。本書では微細な意味の違いを考慮せず，すべてを同じものを指す語として扱うこととする。

「知る自由」という普遍的権利を持ち、それを支えるのが図書館であると述べている。同じく日本図書館協会による『公立図書館の任務と目標』は、“住民は、あらゆる表現の記録（資料）に接する権利を有しており、この住民の知る自由を保障することは、公立図書館の重要な責務である”（日本図書館協会、2004）とする。すなわち“あらゆる表現の記録”への接触機会、言い換えれば「あらゆる情報」へのアクセス機会の提供が図書館の使命だという。

「知る自由の保障」は教育目的とは異なっている。教育は、学習者の知識や能力の向上を通じて社会全体の厚生を改善するという最終的な目標を有している。これに対して「知る自由の保障」は個人の権利である。それは社会全体の厚生には関心を持たず、個人のそれを重視するものだ。ジョン・スチュアート・ミル（J.S.Mill）が『自由論』で展開した「他者危害の原則」に従えば、他人に迷惑をかけないならば「愚行」すら行うことも保障されるはずである（Mill, 1859）。自由を至上とすることは、公共の利益を制限して個人を優先することになると考えられる。

第三に、社会関係資本の形成である。社会関係資本とは、人間関係における信頼、あるいは協力形成の絆を、個人や共同体が利用できる資源として表す概念である。それは経済的な資本とも人的資本とも異なるものとされている²。2000年代に入って図書館関係者の間に普及したのは「場としての図書館」という概念である。この概念は、住民の集会や交流の場となることで地域共同体の住民の間に人間関係を作り出す役割、すなわち社会関係資本を形成するという役割を図書館に求める。それによって、地域の問題を解決する協力関係を生み出すことを、あるいは居場所を持たない個人の避難所となることを期待する。こうした目的を明示的に追求するのが「滞在型図書館」である³。今世紀に入り、新たに図書館を建設する際には、図書館の立地、館内の居心地、建築としてのシンボル性が重視されるようになった。

2 フランスの社会学者ブルデュー（Pierre Bourdieu）は社会関係資本を人脈すなわちコネとして否定的に捉えた（1979）。これに対して米国の社会学者パットナム（Robert Putnam）は、共同体の厚生を高める要因として社会関係資本を捉えている（1993；2000）。図書館情報学では後者の考えに沿って用いられることが多い。

3 「滞在型図書館」は、もともとは貸出重視に対して館内での研究・調査を重視する概念だった。だが、現在では「場としての図書館」の同義概念になっているように思われる。

滞在型図書館は2010年代に地域の活性化論と強く結びついていった。他の公的施設と比べたとき、図書館の集客力および住民からの認知度は高い（糸賀，2021）。したがって、図書館を市街地の中心地に配置することで人の流れを作り、周辺にある商店街などでの消費を促すことができる。このような考えを一般の読者にもわかりやすく提示した書籍の一つとしてアントネッラ・アンニョリ（Antonella Agnoli）著の2011年の邦訳『知の広場』（2009）がある⁴。『知の広場』によれば、図書館は屋根のある広場であり、かつ街の中心となる施設であるという。図書館による街のにぎわいの創出という考えは、図書館関係者以上に強く政治家や行政関係者を刺激したように思われる。こうして、駅前の一等地にある商業施設内にテナントとして図書館が入居する、あるいは敢えて駅前に図書館を移転新築するというトレンドが21世紀になって生まれた（関連して、コンパクトシティ化を目指す「中心市街地活性化法」（1998）は重要である。その影響については別途議論する必要がある）。

20世紀後半に図書館の使命として支配的だった「あらゆる情報へのアクセス機会の提供」はどうなったのだろうか。日本図書館協会はこの使命を現在でも掲げたままであり、かつさまざまな機会において図書館関係者から口の端に上る。したがって、それはまだ現役である。同時にまた図書館法も1950年の制定からずっと存在し続けている。教育、知る自由の保障、社会関係資本の形成の三つは、お互いを排除することなく、現在のところ図書館の使命として折り重なった状態にある。

1.2.2 使命で異なる資源配分

教育、知る自由の保障、社会関係資本の形成という、異なる三つの使命を同時に追求することは難しい。それぞれは、優先して所蔵する資料や採用する人材、施設への投資といった資源配分において衝突する。

教育という使命は、教育効果の高い資料の収集を導く。ただし、図書館法で目的とされる教養、研究調査、レクリエーションの三つの間においても、所蔵資料の優先順位に違いがある。この使命を果たすためには、教育効果のある資

4 なお、アンニョリは2013年5月に来日し、東京、京都、仙台で講演を行った（カレントアウェアネス，2013）。

料が所蔵されていれば十分であり、あらゆる情報要求に回答できるような資料構成とする必要はない。そのためには、効果の高い資料とそうでない資料を選び分ける能力のある人材が必要である（そのような選別が可能なのかということに議論の余地はある。しかし、諸資料間の教育効果にまったく差が無いと仮定することも極端である）。図書館が学習のために用いられるのならば、図書館資料を利用しない生徒・学生の座席占拠もあまり問題ではないだろう。

知る自由を保障するという使命は、図書館ネットワークへの形成へと導く。最初の段階では、さまざまな情報要求に対応できるよう、提供できる資料の数の豊富さが重要になる。そのために数多くの書架とそれを納める広い空間を持つ施設が求められる。また資料を探し出すために検索に供する書誌や目録が欠かせない。資料や設備に予算を多く割かなければならないため、人件費は抑制されることになる。

しかし、知る自由の保障の第二段階になると図書館の経費が抑制できる。他の図書館に資料の入手を頼るのである。単独の図書館であらゆる情報ニーズを満たすことは不可能なので、資料の貸借を可能にする図書館ネットワークが形成されてきた。その利便性が高まると、単独の図書館が資料収集に投資しなくてもよいという逆説的状況が生まれる。究極的には、現物を手渡しするカウンターさえあれば、資料は他館に依存すればよい。一方で、そのような図書館の依存先となる、すべての資料を保有する大規模図書館が存在していなければならない。

社会関係資本の形成という使命、場としての図書館という目的の追求は、立地やアメニティの重視に導く。まず立地である。図書館は駅前や商店街のそば、あるいは大規模なショッピングセンターの隣またはその中がよい。また、館内で過ごしやすいよう什器類の質が高いほうがよい。より多くの座席や、会議室、イベントスペースも備えなければならない。カフェは必須である。このように、土地の取得（あるいはテナント料）といった、これまでの図書館とは異なった部分に費用がかかる。一方で、館内を什器類や会議室のために割くならば、書架数を減らさざるをえない。

加えて、社会関係資本の形成のためには、図書館員にはファシリテーターとしての能力が必要になる。集客力のあるイベントの企画ができ、かつ司会活動

や誘導などができなければならない。こうした能力は、資料選択や書架整理とも、カウンター業務とも異なっている。これまでの図書館員とは違う能力あるいは人材が求められるわけであり、司書資格課程における教育や司書の採用基準が変更されなければならない。

以上論じてきたように、資源配分において三つの使命は対立する。それら目的の併存状況は、どれも不十分にしか達成されない結果をもたらすことになる。実際の図書館においては、使命間の優先順位の変更にもともなって資源配分が変化していると予想される。すなわち現実には図書館の使命の変更がなされているのである。にもかかわらず、そのことが有権者に広く知らされることはほとんどない。図書館の路線変更についての情報提供はなされていない。これは非民主主義的と言えるような状況だろう。

ならば現状の図書館はどうなっているのか。三つの使命のいずれも否定されることなく同時に主張され続けているために、傍目には状況がわかりにくい。筆者が観察した限りでの印象を記すと次のようになる。

1980年代以降、知る自由の保障という使命が図書館関係者に浸透した。その結果、図書館は印刷物を扱うだけでなくさまざまな情報媒体を扱う「情報センター（あるいはメディアセンター）」となるよう促された。だが、今世紀に入ってインターネットでの情報収集が日常化すると、自治体単位の図書館の重要性は低下した。単独の機関がすべての情報を電子配信することが技術的に可能となった。そのほうが、社会全体としてみたとき低コストでありかつ利便性が高い。実際、電子図書館サービスの充実に伴って、国立国会図書館の存在感は増してきた。もはや個別の図書館はすでに電子的に提供されている資料をわざわざ紙で所蔵する不効率な機関にしか見えない。もちろん、希少な資料、あるいは電子化されない資料を現物で所蔵する図書館は、保管に必要な規模の限りで維持されるべきである。だが、他館と重複する資料は削減することが社会的にみて効率的である。自治体は図書館を縮小して、その予算を別の事業に使うことができる。このような「図書館縮小論」がこれまで明示的に説かれることはなかった。だが図書館縮小論は、現在の情報環境下において知る自由の保障という使命を効率的に追求するならば避けられない議論である。いまやこの使命は、基礎自治体単位の図書館の充実を求めるものではなくなっている。

あとがき

「あなたは図書館運動の破壊者だ」。2章か3章の初出となった論文を発表した後、日本図書館情報学会の研究大会において、初対面の人物から面と向かってそう言われたことがある。筆者の記憶違いでなければ、これは褒め言葉だった。図書館関係者にも、件の論文で疑義を表明した「すべての情報へのアクセス機会への提供」という説に違和感を抱えていた人もいたのである。しかし、筆者に破壊の意図はない。図書館情報学者として、図書館の公的供給を正当化する理論を盤石な基礎の上に築きたいというだけである。

ところが2010年代に入って以降、「場としての図書館」が新たな潮流になってきた。時代の流れから、情報アクセスの最初のゲートウェイという地位をインターネットに奪われた図書館の、新たな生き残り論であるように見える。そこには、理論的な裏付けがなく、これまで掲げてきた使命とどう関係しているのかという議論も欠けていた。この点を意識して初出時より大幅な改稿を施したのが2章となる。そこにおいて、共同体を重視する「場としての図書館」論を、普遍主義的な「あらゆる情報へのアクセス」という図書館団体が掲げる使命と対立関係にあるものとして描いた。こうした対立の想定が妥当かどうか、読者の批判を待ちたい。

本書4、5、6章の元となった初出論文は2024年の発表となるが、すべて2023年度中に執筆され、投稿された。2章の初出論文の手直しもまた同期間に行われた。一年でこれら複数の研究を進めることができたのは、2023年度に日本大学文理学部から研究休暇を与えられたからである。この年、筑波大学知識・情報学類に客員研究員として受け入れていただき、図書館情報学関連の文献が充実する春日キャンパスの図書館を大いに利用することができた。筑波大学と日本大学にはこの場を借りて感謝を申し上げる。

しかしながらトラブルもあった。筑波大学に一年間だけ使える研究室を与えられ、部屋の掃除を始めた2023年4月のことである。室内にある洗面台のパイプが、雑巾を洗い落した汚れのために詰まってしまった。パイプの詰まりを直してもらうために水道業者を呼んだ。業者の診断によれば、パイプの詰まりは

目に見える室内部分だけではなく、建物内部に埋め込まれた部分まで続いているという。水道業者は大がかりな洗浄作業をはじめた。この作業のせいで、同じフロア内の他の研究室の洗面台から汚水が逆流した。フロア全体が水浸しである。一部の研究室では床に置いていた資料が水に浸かった。筆者の研究室と同じフロアに研究室を構えていた諸先生方に対しては、この場を借りてお詫び申し上げます。

2025年7月1日

大場博幸

[著者紹介]

大場 博幸（おおば・ひろゆき）

日本大学文理学部教授。専門は図書館情報学。2019年より日本図書館協会・出版流通委員会委員長。著書に『日本の公立図書館の所蔵：価値・中立性・書籍市場との関係』（樹村房，2024）がある。

図書館の公的供給

——使命・利用者・利用料

2025年8月13日 初版第1刷発行

検印廃止

著者 大場 博幸

発行者 大塚 栄一

発行所 株式会社 樹村房

〒112-0002

東京都文京区小石川5丁目11-7

電話 03-3868-7321

FAX 03-6801-5202

振替 00190-3-93169

<https://www.jusonbo.co.jp/>

組版・印刷／垂細亜印刷株式会社

製本／株式会社渋谷文泉閣

©Hiroyuki OHBA 2025 Printed in Japan

ISBN978-4-88367-409-1 乱丁・落丁本は小社にてお取り替えいたします。